

通達甲（総．企．庶）第3号

平成23年4月22日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁旗使用取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁旗使用取扱要綱を制定し、平成23年5月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視庁旗使用取扱要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁旗（昭和40年11月1日警視庁告示第4号で定めるものをいう。以下同じ。）の使用及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 使用

警視庁旗は、次のいずれかに該当する場合に用いるものとする。

- (1) 永年勤続職員の表彰式等全庁的に行う行事のとき。
- (2) 武道始式、落成式等部又は所属を挙げて行う行事のとき。
- (3) 当庁の代表を派遣する術科大会、各種競技会等のとき。
- (4) その他所属長が必要と認めるとき。

第3 管理

- 1 警視庁旗の保管は、原則として、企画課長（庶務係）が行うものとする。
- 2 企画課長は、各所属の要請に基づき、必要と認めた場合に警視庁旗を貸し出すことができる。
- 3 所属長は、自所属において警視庁旗を保管しようとする場合は、総務部長（企画課庶務係経由）に上申し、その承認を受けるものとする。